

職員出向研修に関する覚書

管理栄養士の臨床栄養研修に関し、「
」(以下、「甲」という)と「社会医療法人近森会」(以下、「乙」という)とは、職員の出向研修に関して次の通り覚書を締結する。

(研修の委託)

第1条 甲は、臨床栄養研修を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(研修生の出向)

第2条 甲は、この協定に基づく研修を受けさせるため、甲の職員(以下、「研修生」という)を乙に出向させるものとする。

2 研修生は、「
」とする。

(研修の内容)

第3条 臨床栄養研修の内容は、以下の通りとする。

【研修名】

近森病院臨床栄養研修

【研修目的】

臨床現場で栄養学的に患者を診て自律、自働し適切な栄養サポートが実施できる管理栄養士を育成することを目的とする。

- ① 近森病院の多職種による多数精鋭のチーム医療のシステムの理解と実践
- ② 臨床現場で必要な栄養評価、栄養プランの作成、栄養サポートの実践
- ③ 医療専門職として、必要な医療人の常識の取得

【研修内容】

- ① 臨床栄養に関わるレクチャーや症例検討会などによる基本的知識と栄養学的な病態の把握、近森病院のNST、病棟常駐性チーム医療のシステムの把握
- ② 当院の病棟常駐管理栄養士が研修担当者となり、屋根瓦方式による実務の研修と症例報告の作成
- ③ 重症病棟におけるNST教育カンファレンスによる医療専門職として必要な知識(医療用語、検査データ、画像、栄養学的な視点での病態把握)の取得

(研修の委託期間)

第4条 研修委託期間は、20 年 月 日から 20 年 月 日までとする。

(研修生の身分)

第5条 研修生は、現に所有する甲の身分を保有したまま出向させるものとし、かつ乙の管理栄養士としての身分を併せ持つものとする。

(研修生の勤務)

第6条 研修生は、研修期間中においては、原則として乙の就業に関する規定の適用を受け、乙の定める者の指導に従い、研修業務に従事するものとする。

(研修生の人件費等の負担)

第7条 研修生の給料は、甲の負担とする。

(社会保険)

第8条 研修生の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険の適用事業所は甲として、甲が事業主負担金を負担し、甲が納付する。

(医療事故)

第9条 研修生が乙の業務上において医療事故に関与した場合は、乙の責任において処理するものとする。なお、その際、研修生に故意又は重大な過失のない限り求責しないものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

印

乙 高知県高知市大川筋一丁目1番16号
社会医療法人 近森会
理事長 近森 正幸